

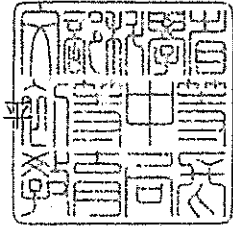


25文科初第1159号  
平成26年1月28日

各都道府県教育委員会  
各指定都市教育委員会  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学長  
構造改革特別区域法第12条第1項  
の認定を受けた地方公共団体の長

殿

文部科学省初等中等教育局長  
前川 喜



(印影印刷)

「中学校学習指導要領解説」及び「高等学校学習指導要領解説」の  
一部改訂について（通知）

このたび、我が国の領土に関する教育や自然災害における関係機関の役割等に関する教育の一層の充実を図るため、平成20年7月に公表した「中学校学習指導要領解説」のうち社会編の一部を、また平成21年12月に公表した「高等学校学習指導要領解説」のうち地理歴史編及び公民編の一部を、別添のとおり改訂しました。

「学習指導要領解説」は、大綱的な基準である学習指導要領の記述の意味や解釈などの詳細について説明するため、文部科学省が作成しているものです。本改訂の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知いただき、今後、各学校における領土に関する指導や自然災害における関係機関の役割等に関する指導に当たっては、改訂後の「学習指導要領解説」を十分参照の上、その趣旨を踏まえ、適切に取り扱われるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校その他の教育機関に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、国立大学長におかれては、その管下の学校に対して、本改訂の内容についての周知と必要な指導等について適切にお取り計らいくださいますようお願いいたします。

記

## 1. 改訂の概要

### (1) 領土に関する教育の充実について

## ① 中学校社会

- ・ 地理的分野において、竹島について、我が国の固有の領土であることや韓国によって不法に占拠されていること、韓国に対して累次にわたり抗議を行っていること等を扱うことを明記したこと。また、尖閣諸島については、我が国の固有の領土であり、また現に我が国がこれを有効に支配しており、解決すべき領有権の問題は存在していないこと等を理解させることを明記したこと。
- ・ 歴史的分野において、明治期に我が国が国際法上正当な根拠に基づき竹島、尖閣諸島を正式に領土に編入した経緯に触れることを明記したこと。
- ・ 公民的分野において、北方領土や竹島に関し未解決の問題が残されていることや、現状に至る経緯、我が国が正当に主張している立場、我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していることを理解させることを明記したこと。また、尖閣諸島については、現状に至る経緯、我が国の正当な立場、解決すべき領有権の問題は存在していないことを理解させることを明記したこと。

## ② 高等学校地理歴史・公民

- ・ 日本史A及び日本史Bにおいて、明治期に我が国の領土がロシアなどとの間で国際的に画定されたことを考察させることや、我が国が国際法上正当な根拠に基づき竹島、尖閣諸島を正式に領土に編入した経緯を取り上げることを明記したこと。
- ・ 地理A及び地理Bにおいて、領土問題については、北方領土や竹島は我が国の固有の領土であるが、それぞれロシア連邦と韓国によって不法に占拠されていること等について、我が国が正当に主張している立場を踏まえ、理解を深めさせることを明記したこと。また、尖閣諸島については、我が国の固有の領土であり、また現に我が国がこれを有効に支配しており、解決すべき領有権の問題は存在していないことについて理解を深めさせることを明記したこと。
- ・ 現代社会及び政治・経済において、領土問題について、北方領土や竹島に関し未解決の問題が残されていることや、現状に至る経緯、我が国が正当に主張している立場を踏まえ、我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していることについて理解を深めさせることを明記したこと。また、尖閣諸島については、現状に至る経緯、我が国の正当な立場を踏まえ、解決すべき領有権の問題は存在していないことについて理解を深めさせることを明記したこと。

## (2) 自然災害における関係機関の役割等に関する教育の充実について

- ・ 中学校社会については地理的分野において、高等学校地理歴史については地理A及び地理Bにおいて、我が国は、東日本大震災等の大規模な地震や毎年各地に被害をもたらす台風など、自然災害の発生しやすい地域が多く、災害時においては、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等の諸機関や地域の人々、ボランティアなどが連携して対応していることなどに触れることを明記したこと。

## 2. 留意事項

各学校においては、例えば、以下に示す資料等も活用しつつ、生徒の発達段階や地域

の実情等を踏まえた指導の充実を図られたい。

<領土に関する教育について>

● 外務省のホームページ

- ・ 北方領土問題

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/hoppo/>

- ・ 竹島問題

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/>

- ・ 日中関係（尖閣諸島をめぐる情勢）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/>

● 内閣官房領土・主権対策企画調整室のホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/ryodo/index.html>

● 外務省パンフレット「竹島問題を理解するための10のポイント」

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/pdfs/pmp\\_10issues.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/pdfs/pmp_10issues.pdf)

<自然災害における関係機関の役割等に関する教育について>

国や各地方公共団体等の作成する防災等に関する資料や、生徒に身近な事例等も適宜取り上げつつ、各学校において指導の工夫を図られたい。

本件担当：

文部科学省初等中等教育局

教育課程課企画調査係

TEL：03-5253-4111

(内線：2565)

FAX：03-6734-3734

## 領土関係

## 学習指導要領解説【中学校】

※下線の部分は変更部分

## ○中学校学習指導要領解説 社会編〔地理的分野〕(抄)

改訂後	改訂前
<p>「領域の特色と変化」の中の「領域」とは、…(中略)…。また、我が国は四面環海の国土であるため直接他国と陸地を接していないことに着目させ、国境がもつ意味について考えさせたり、我が国が正当に主張している立場に基づいて、当面する領土問題や経済水域の問題などに着目させたりすることも大切である。</p> <p>その際、「北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題にも着目させるようにすること」(内容の取扱い)とあることから、北方領土(歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島)や竹島について、それぞれの位置と範囲を確認させるとともに、我が国の固有の領土であるが、それぞれ現在ロシア連邦と韓国によって不法に占拠されているため、北方領土についてはロシア連邦にその返還を求めていること、竹島については韓国に対して累次にわたり抗議を行っていることなどについての的確に扱い、我が国の領土・領域について理解を深めさせることも必要である。なお、尖閣諸島については、我が国の固有の領土であり、また現に我が国がこれを有効に支配しており、解決すべき領有権の問題は存在していないことを、その位置や範囲とともに理解させることが必要である。</p>	<p>「領域の特色と変化」の中の「領域」とは、…(中略)…。また、我が国は四面環海の国土であるため直接他国と陸地を接していないことに着目させ、国境がもつ意味について考えさせたり、我が国が正当に主張している立場に基づいて、当面する領土問題や経済水域の問題などに着目させたりすることも大切である。</p> <p>その際、「北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題にも着目させるようにすること」(内容の取扱い)とあることから、北方領土(歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島)については、その位置と範囲を確認させるとともに、北方領土は我が国の固有の領土であるが、現在ロシア連邦によって不法に占拠されているため、その返還を求めていることなどについて、的確に扱う必要がある。また、我が国と韓国の間には竹島をめぐる主張に相違があることなどにも触れ、北方領土と同様に我が国の領土・領域について理解を深めさせることも必要である。</p>

(参考：中学校学習指導要領(平成20年3月告示) 該当部分)

## 2 内容

## (2) 日本の様々な地域

## ア 日本の地域構成

地球儀や地図を活用し、我が国の国土の位置、世界各地との時差、領域の特色と変化、地域区分などを取り上げ、日本の地域構成を大観させる。

## 3 内容の取扱い

## (4) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

## ア アについては、次のとおり取り扱うものとする。

(ア)「領域の特色と変化」については、我が国の海洋国家としての特色を取り上げるとともに、北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題にも着目させるようにすること。

改 訂 後	改 訂 前
<p>「富国強兵・殖産興業政策」については、「廃藩置県、学制・兵制・税制の改革、身分制度の廃止、領土の画定」（内容の取扱い）などを取り扱い、学制など今日につながる諸制度がつけられたことや、身分制度の廃止にもかかわらず現実には差別が残ったことに気付かせる。「領土の画定」では、ロシアとの領土の画定をはじめ、琉球の問題や北海道の開拓を扱う。その際、我が国が国際法上正当な根拠に基づき竹島、尖閣諸島を正式に領土に編入した経緯にも触れる。また、中国や朝鮮との外交も扱う。</p>	<p>「富国強兵・殖産興業政策」については、「廃藩置県、学制・兵制・税制の改革、身分制度の廃止、領土の画定」（内容の取扱い）などを取り扱い、学制など今日につながる諸制度がつけられたことや、身分制度の廃止にもかかわらず現実には差別が残ったことに気付かせる。「領土の画定」では、ロシアとの領土の画定をはじめ、琉球の問題や北海道の開拓を扱う。その際、中国や朝鮮との外交も扱う。</p>

（参考：中学校学習指導要領（平成20年3月告示）該当部分）

2 内 容

(5) 近代の日本と世界

イ 開国とその影響、富国強兵・殖産興業政策、文明開化などを通して、新政府による改革の特色を考えさせ、明治維新によって近代国家の基礎が整えられて、人々の生活が大きく変化したことを理解させる。

3 内容の取扱い

(6) 内容の (5) については、次のとおり取り扱うものとする。

イ イの「開国とその影響」については、アの欧米諸国のアジア進出と関連付けて取り扱うようにすること。「富国強兵・殖産興業政策」については、この政策の下に新政府が行った、廃藩置県、学制・兵制・税制の改革、身分制度の廃止、領土の画定などを取り扱うようにすること。（略）

改訂後	改訂前
<p>「世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協調の観点から、国家間の相互の主権の尊重と協力、各国民の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを認識させ」については、国際政治は国際協調の観点に基づいて国家間の対立の克服が試みられていることを、「領土（領海、領空を含む）、国家主権、主権の相互尊重、国際連合の働きなど基本的な事項」（内容の取扱い）を踏まえて理解させることとしている。すなわち、・・（中略）・・・国際連合の総会、安全保障理事会など主要な組織の目的や働きの概要に触れながら、国際連合をはじめとする国際機構の役割が大切になってきている現状を認識させるとともに、<u>国際社会において、国家や国際機構以外の組織が活動していることを理解させ、我が国と国際社会のかかわりを考えさせることが大切である。</u></p> <p>その際、<u>地理的分野、歴史的分野における学習の成果を踏まえ、国家間の問題として、領土（領海、領空を含む）については我が国においても、固有の領土である北方領土や竹島に関し未解決の問題が残されていることや、現状に至る経緯、我が国が正当に主張している立場、我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していることを理解させる。</u>なお、<u>我が国の固有の領土である尖閣諸島をめぐる情勢については、現状に至る経緯、我が国の正当な立場を理解させ、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していないことを理解させる。</u></p>	<p>「世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協調の観点から、国家間の相互の主権の尊重と協力、各国民の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを認識させ」については、国際政治は国際協調の観点に基づいて国家間の対立の克服が試みられていることを、「領土（領海、領空を含む）、国家主権、主権の相互尊重、国際連合の働きなど基本的な事項」（内容の取扱い）を踏まえて理解させることとしている。すなわち、・・（中略）・・・国際連合の総会、安全保障理事会など主要な組織の目的や働きの概要に触れながら、国際連合をはじめとする国際機構の役割が大切になってきている現状を認識させ、<u>我が国と国際社会のかかわりを考えさせることが大切である。</u></p> <p>その際、<u>国家間の問題として、領土（領海、領空を含む）については我が国においても未解決の問題も残されており、平和的な手段による解決に向けて努力していること、国際社会において、国家や国際機構以外の組織が活動していることを理解させる。</u></p>

（参考：中学校学習指導要領（平成20年3月告示）該当部分）

2 内容

(4) 私たちと国際社会の諸課題

ア 世界平和と人類の福祉の増大

世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協調の観点から、国家間の相互の主権の尊重と協力、各国民の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを認識させ、国際社会における我が国の役割について考えさせる。（略）

3 内容の取扱い

(5) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アについては、次のとおり取り扱うものとする。

(イ)「世界平和の実現」については、領土（領海、領空を含む）、国家主権、主権の相互尊重、国際連合の働きなど基本的な事項を踏まえて理解させるように留意すること。

**領土関係**

学習指導要領解説【高等学校】

※下線の部分は変更部分

○ 高等学校学習指導要領解説 地理歴史編〔日本史A〕(抄)

改 訂 後	改 訂 前
<p>「開国から明治維新を経て近代国家が形成される過程」については、我が国で近代国家を形成するための諸改革が進められ、やがて立憲国家が成立するまでの過程を、社会や文化の変容と関連させて考察させる。</p> <p>(略)</p> <p>明治初期の外交については、日本の国際的地位を向上させるための対外政策や、我が国の領土が<u>ロシアなどとの間で国際的に画定されたことを考察させる</u>。その際、朝鮮などアジア近隣諸国に対しては欧米諸国と同じような姿勢をとる結果になったことにも気付かせる必要がある。</p> <p>その後、政府が強力な中央集権体制を志向して藩閥専制の傾向を強めたため、それに対して自由民権運動が展開されるなど国民の間に政治的関心が高揚し、憲法制定の準備が進められて大日本帝国憲法が制定されるが、その制定の経緯や内容の特色を通して、我が国の近代国家としての特質を考察させる。その際、大日本帝国憲法が欧米諸国以外では当時唯一の憲法であったことの意義に気付かせる。</p> <p><u>また、我が国が国際法上正当な根拠に基づき竹島、尖閣諸島を正式に領土に編入した経緯も取り上げる。</u></p>	<p>「開国から明治維新を経て近代国家が形成される過程」については、我が国で近代国家を形成するための諸改革が進められ、やがて立憲国家が成立するまでの過程を、社会や文化の変容と関連させて考察させる。</p> <p>(略)</p> <p>明治初期の外交については、日本の国際的地位を向上させるための対外政策や、我が国の領土が国際的に画定されたことを考察させる。その際、朝鮮などアジア近隣諸国に対しては欧米諸国と同じような姿勢をとる結果になったことにも気付かせる必要がある。</p> <p>その後、政府が強力な中央集権体制を志向して藩閥専制の傾向を強めたため、それに対して自由民権運動が展開されるなど国民の間に政治的関心が高揚し、憲法制定の準備が進められて大日本帝国憲法が制定されるが、その制定の経緯や内容の特色を通して、我が国の近代国家としての特質を考察させる。その際、大日本帝国憲法が欧米諸国以外では当時唯一の憲法であったことの意義に気付かせる。</p>

(参考：高等学校学習指導要領(平成21年3月告示) 該当部分)

2 内容

(2) 近代の日本と世界

ア 近代国家の形成と国際関係の推移

(ア) 近代の萌芽や欧米諸国のアジア進出、文明開化などに見られる欧米文化の導入と明治政府による諸改革に伴う社会や文化の変容、自由民権運動と立憲体制の成立に着目して、開国から明治維新を経て近代国家が形成される過程について考察させる。

改 訂 後	改 訂 前
<p>「明治維新以降の我が国の近代化の推進過程」については、我が国で近代国家の基盤が形成されていった過程とその推進の背景を、近世から近代への移行という大きな視点に留意して考察させる。</p> <p>(略)</p> <p>さらに、幕末維新时期には欧米文化が導入され、我が国の伝統的な文化を相対化する動きを伴いつつ、文明開化が明治の文化の形成にどのように寄与し、人々の価値観や生活にどのような影響を与えたかなどについて考えさせる。</p> <p>また、<u>我が国の領土がロシアなどとの間で国際的に画定されたことを考察させるとともに、我が国が国際法上正当な根拠に基づき竹島、尖閣諸島を正式に領土に編入した経緯も取り上げる。</u></p>	<p>「明治維新以降の我が国の近代化の推進過程」については、我が国で近代国家の基盤が形成されていった過程とその推進の背景を、近世から近代への移行という大きな視点に留意して考察させる。</p> <p>(略)</p> <p>さらに、幕末維新时期には欧米文化が導入され、我が国の伝統的な文化を相対化する動きを伴いつつ、文明開化が明治の文化の形成にどのように寄与し、人々の価値観や生活にどのような影響を与えたかなどについて考えさせる。</p>

(参考：高等学校学習指導要領(平成21年3月告示)該当部分)

## 2 内容

### (4) 近代日本の形成と世界

#### ア 明治維新と立憲体制の成立

開国と幕府の滅亡、文明開化など欧米の文化・思想の影響や国際環境の変化、自由民権運動と立憲体制の成立に着目して、明治維新以降の我が国の近代化の推進過程について考察させる。



改訂後	改訂前
<p>「日本の位置と領域」のうち、「日本の位置」については、「世界的視野から日本の位置をとらえる」(内容の取扱い)と示されていることに留意し、例えば、地球儀と世界地図を活用して、世界各地に中心を移してそこから見た場合の日本の位置の特色をとらえさせるようにするなどの工夫が考えられる。また、「日本の…領域」については、「日本の領域をめぐる問題にも触れること」(内容の取扱い)と示されていることに留意し、我が国が当面する北方領土や竹島の領土問題や経済水域の問題などを取り上げ、国境のもつ意義や領土問題が人々の生活に及ぼす影響などを考察できるようにする。その際、我が国が当面する領土問題については、<u>北方領土や竹島は我が国の固有の領土であるが、それぞれ現在ロシア連邦と韓国によって不法に占拠されているため、北方領土についてはロシア連邦にその返還を求めていること、竹島については韓国に対して累次にわたり抗議を行っていることなどについて、我が国が正当に主張している立場を踏まえ、理解を深めさせることが必要である。なお、尖閣諸島については、我が国の固有の領土であり、また現に我が国がこれを有効に支配しており、解決すべき領有権の問題は存在していないことについて理解を深めさせることが必要である。</u></p>	<p>「日本の位置と領域」のうち、「日本の位置」については、「世界的視野から日本の位置をとらえる」(内容の取扱い)と示されていることに留意し、例えば、地球儀と世界地図を活用して、世界各地に中心を移してそこから見た場合の日本の位置の特色をとらえさせるようにするなどの工夫が考えられる。また、「日本の…領域」については、「日本の領域をめぐる問題にも触れること」(内容の取扱い)と示されていることに留意し、<u>北方領土など我が国が当面する領土問題や経済水域の問題などを取り上げ、国境のもつ意義や領土問題が人々の生活に及ぼす影響などを考察できるようにする。なお、北方領土など我が国が当面する領土問題については、中学校における学習を踏まえ、我が国が正当に主張している立場に基づいて的確に扱い、領土問題について理解を深めさせることが必要である。</u></p>

(参考：高等学校学習指導要領(平成21年3月告示)該当部分)

## 2 内容

### (1) 現代世界の特色と諸課題の地理的考察

#### ア 地球儀や地図からとらえる現代世界

地球儀と世界地図との比較、様々な世界地図の読図などを通して、地理的技能を身に付けさせるとともに、方位や時差、日本の位置と領域、国家間の結び付きなどについてとらえさせる。

## 3 内容の取扱い

### (2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

#### ア 内容の(1)については、次の事項に留意すること。

(ア) アについては、球面上の世界のとらえ方に慣れ親しませるよう工夫すること。日本の位置と領域については、世界的視野から日本の位置をとらえるとともに、日本の領域をめぐる問題にも触れること。また、国家間の結び付きについては、世界の国家群、貿易、交通・通信、観光の現状と動向に関する諸事象を様々な主題図などを基にとらえさせ、地理情報の活用の方法が身に付くよう工夫すること。

改訂後	改訂前
<p>「現代世界の民族、領土問題を大観させる」とは、現代世界にみられる民族や領土をめぐる問題についてそうした問題を詳細にとらえるのではなく、世界的視野といった空間的な広がり留意して概観させることを意味している。具体的には、民族や領土にかかわる問題は、世界的視野から見てどのような地域に生起している傾向があるのか、各地に生起する現象にどのような要因が共通しているのかなどの観点から概観させることである。また、「エについては、領土問題の現状や動向を扱う際に日本の領土問題にも触れること」(内容の取扱い)とあることから、我が国が当面する領土問題については、<u>北方領土や竹島は我が国の固有の領土であるが、それぞれ現在ロシア連邦と韓国によって不法に占拠されているため、北方領土についてはロシア連邦にその返還を求めていること、竹島については韓国に対して累次にわたり抗議を行っていることなどについて、我が国が正当に主張している立場を踏まえ、理解を深めさせることが必要である。なお、尖閣諸島については、我が国の固有の領土であり、また現に我が国がこれを有効に支配しており、解決すべき領有権の問題は存在していないことについて理解を深めさせることが必要である。</u></p>	<p>「現代世界の民族、領土問題を大観させる」とは、現代世界にみられる民族や領土をめぐる問題についてそうした問題を詳細にとらえるのではなく、世界的視野といった空間的な広がり留意して概観させることを意味している。具体的には、民族や領土にかかわる問題は、世界的視野から見てどのような地域に生起している傾向があるのか、各地に生起する現象にどのような要因が共通しているのかなどの観点から概観させることである。また、「エについては、領土問題の現状や動向を扱う際に日本の領土問題にも触れること」(内容の取扱い)とあることから、<u>北方領土など我が国が当面する領土問題については、中学校における学習を踏まえ、我が国が正当に主張している立場に基づいて的確に扱い、領土問題について理解を深めさせることが必要である。</u></p>

(参考：高等学校学習指導要領(平成21年3月告示)該当部分)

2 内容

(2) 現代世界の系統地理的考察

エ 生活文化、民族・宗教

世界の生活文化、民族・宗教に関する諸事象を取り上げ、それらの分布や民族と国家の関係などについて考察させるとともに、現代世界の民族、領土問題を大観させる。

3 内容の取扱い

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

イ 内容の(2)については、分析、考察の過程を重視し、現代世界を系統地理的にとらえる視点や考察方法が身に付くよう工夫すること。エについては、領土問題の現状や動向を扱う際に日本の領土問題にも触れること。

改訂後	改訂前
<p>「人権、国家主権、領土に関する国際法の意義」については、国際社会において主権国家相互の行動を規律し国際間の秩序を作り出す国際法の意義と役割について理解させる。…（中略）…さらに、領土が領空や領海を含むものであり、国民の基本的な生活を保障し資源を確保する領域であることを踏まえ、領土に関する国際的な取決めについて理解させる。領土問題については、我が国をも含めて様々な国同士の間で未解決の問題があるが、国際平和の維持と安定のためにも平和的な解決に向けて広い視野に立って継続的に努力する態度が必要であることを認識させる。その際、我が国においては領土問題について、固有の領土である北方領土や竹島に関し未解決の問題が残されていることや、現状に至る経緯、我が国が正当に主張している立場を踏まえ、我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していることについて理解を深めさせる。なお、我が国の固有の領土である尖閣諸島をめぐる情勢については、現状に至る経緯、我が国の正当な立場を踏まえ、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していないことについて理解を深めさせる。</p>	<p>「人権、国家主権、領土に関する国際法の意義」については、国際社会において主権国家相互の行動を規律し国際間の秩序を作り出す国際法の意義と役割について理解させる。…（中略）…さらに、領土が領空や領海を含むものであり、国民の基本的な生活を保障し資源を確保する領域であることを踏まえ、領土に関する国際的な取決めについて理解させる。領土問題については、我が国をも含めて様々な国同士の間で未解決の問題があるが、国際平和の維持と安定のためにも平和的な解決に向けて広い視野に立って継続的に努力する態度が必要であることを認識させる。</p>

（参考：高等学校学習指導要領（平成21年3月告示）該当部分）

## 2 内容

### (2) 現代社会と人間としての在り方生き方

#### オ 国際社会の動向と日本の果たすべき役割

グローバル化が進展する国際社会における政治や経済の動向に触れながら、人権、国家主権、領土に関する国際法の意義、人種・民族問題、核兵器と軍縮問題、我が国の安全保障と防衛及び国際貢献、経済における相互依存関係の深まり、地域的経済統合、南北問題など国際社会における貧困や格差について理解させ、国際平和、国際協力や国際協調を推進する上での国際的な組織の役割について認識させるとともに、国際社会における日本の果たすべき役割及び日本人の生き方について考察させる。

改 訂 後	改 訂 前
<p>「人権、国家主権、領土などに関する国際法の意義」については、国際法の基本的な仕組みについて理解させるとともに、…（中略）…。</p> <p>領土については、領土が領空、領海を含むものであり、国民の基本的な生活圏であることを踏まえながら、国民、主権と並んで近代国家の構成要素であることを理解させる。また、領土問題については、我が国をも含めて様々な国家間で未解決の問題があるが、国際平和の維持と安定のためにも、平和的な解決に向けて広い視野に立って継続的に努力する態度が必要であることを認識させる。その際、我が国においては領土問題について、固有の領土である北方領土や竹島に関し未解決の問題が残されていることや、現状に至る経緯、我が国が正当に主張している立場を踏まえ、我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していることについて理解を深めさせる。なお、我が国の固有の領土である尖閣諸島をめぐる情勢については、現状に至る経緯、我が国の正当な立場を踏まえ、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していないことについて理解を深めさせる。</p>	<p>「人権、国家主権、領土などに関する国際法の意義」については、国際法の基本的な仕組みについて理解させるとともに、…（中略）…。</p> <p>領土については、領土が領空、領海を含むものであり、国民の基本的な生活圏であることを踏まえながら、国民、主権と並んで近代国家の構成要素であることを理解させる。また、領土問題については、我が国をも含めて様々な国家間で未解決の問題があるが、国際平和の維持と安定のためにも、平和的な解決に向けて広い視野に立って継続的に努力する態度が必要であることを認識させる。</p>

（参考：高等学校学習指導要領（平成21年3月告示）該当部分）

2 内 容

(1) 現代の政治

イ 現代の国際政治

国際社会の変遷、人権、国家主権、領土などに関する国際法の意義、国際連合をはじめとする国際機構の役割、我が国の安全保障と防衛及び国際貢献について理解させ、国際政治の特質や国際紛争の諸要因について把握させ、国際平和と人類の福祉に寄与する日本の役割について考察させる。

自然災害関係

学習指導要領解説【中学校】

※下線の部分は変更部分

○中学校学習指導要領解説 社会編〔地理的分野〕（抄）

改訂後	改訂前
<p>「国内の地形の気候の特色，自然災害と防災への努力を取り上げ，日本の自然環境に関する特色を大観させる」とは，我が国の地形や気候と関連する自然災害と防災への努力を取り上げることで，日本全体の視野から日本の自然環境を大きくとらえることを意味している。例えば，<u>地形的にはフォッサ・マグナを境にして，西南日本には東西の方向に，東北日本には南北の方向に背骨のように山脈が走り，堆積平野の特色をもった規模の小さな平野が臨海部に点在していること，海岸線では砂浜海岸や岩石海岸などから構成され多様な景観がみられること，また気候的には，南と北，太平洋側と日本海側，内陸部と臨海部とで，気温，降水量とその月別の変化などに違いがみられ，それらを基にして各地の気候を比較すると幾つかに気候区分できること，さらに自然災害の面からみると，東日本大震災などの大規模な地震や毎年全国各地に被害をもたらす台風など，多様な自然災害の発生しやすい地域が多く，そのため早くから防災対策に努めてきたといった程度の内容を取り扱うことを意味している。</u>なお，<u>自然災害については，防災対策にとどまらず，災害時の対応や復旧，復興を見据えた視点からの取扱いも大切である。その際，消防，警察，海上保安庁，自衛隊をはじめとする国や地方公共団体の諸機関や担当部局，地域の人々やボランティアなどが連携して，災害情報の提供，被災者への救援や救助，緊急避難場所の設営などを行い，地域の人々の生命や安全の確保のために活動していることなどにも触れることが必要である。</u></p>	<p>「国内の地形の気候の特色，自然災害と防災への努力を取り上げ，日本の自然環境に関する特色を大観させる」とは，我が国の地形や気候と関連する自然災害と防災への努力を取り上げることで，日本全体の視野から日本の自然環境を大きくとらえることを意味している。例えば，地形的にはフォッサ・マグナを境にして，西南日本には東西の方向に，東北日本には南北の方向に背骨のように山脈が走り，堆積平野の特色をもった規模の小さな平野が臨海部に点在していること，海岸線では砂浜海岸や岩石海岸などから構成され多様な景観がみられること，また気候的には，南と北，太平洋側と日本海側，内陸部と臨海部とで，気温，降水量とその月別の変化などに違いがみられ，それらを基にして各地の気候を比較すると幾つかに気候区分できること，さらに自然災害の面からみると地震や台風などの多様な自然災害の発生しやすい地域が多く，そのため早くから防災対策に努めてきたといった程度の内容を取り扱うことを意味している。</p>

（参考：中学校学習指導要領（平成20年3月告示）該当部分）

2 内容

(2) 日本の様々な地域

イ 世界と比べた日本の地域的特色

世界的視野や日本全体の視野から見た日本の地域的特色を取り上げ，我が国の国土の特色を様々な面から大観させる。

(ア) 自然環境

世界的視野から日本の地形や気候の特色，海洋に囲まれた日本の国土の特色を理解させるとともに，国内の地形や気候の特色，自然災害と防災への努力を取り上げ，日本の自然環境に関する特色を大観させる。

自然災害関係

学習指導要領解説【高等学校】

※下線の部分は変更部分

○高等学校学習指導要領解説 地理歴史編〔地理A〕(抄)

改訂後	改訂前
<p>「国内にみられる自然災害の事例」とは、我が国で発生した地震災害や風水害、火山災害などの事例だけでなく、「早くから自然災害への対応に努めてきたこと」(内容の取扱い)を示す事例も含まれる。自然災害の事例としては、近年我が国で発生した<u>東日本大震災などの大規模な地震災害や全国各地に被害をもたらす台風などの風水害、火山災害などの典型的な事例</u>を取り上げ、それらの被災状況だけでなく、災害の原因となった地震や洪水、火山噴火などの規模や頻度などの特徴を含めて学習させる必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>「日常生活と結び付いた地理的技能を身に付けさせるとともに、防災意識を高めるよう工夫すること」(内容の取扱い)とあるように、自然災害に関する一般的な知識を身に付けさせることも重要であるが、実際に自分が被害にあう可能性があることを認識させることも重要である。このため、学校所在地や生徒の居住地周辺のハザードマップを読み取ったり、過去に起こった災害の様子を調べたりするといった学習活動を通して、生徒の生活圏においても自然災害の危険があることを具体的に認識させ、それへの対応を考えさせて防災意識を高めるよう工夫する必要がある。</p> <p><u>なお、自然災害については、防災対策にとどまらず、災害時の対応や復旧、復興を見据えた視点からの取扱いも大切である。その際、消防、警察、海上保安庁、自衛隊をはじめとする国や地方公共団体の諸機関や担当部局、地域の人々やボランティアなどが連携して、災害情報の提供、被災者への救援や救助、緊急避難場所の設営などを行い、地域の人々の生命や安全の確保のために活動していることなどにも触れることが必要である。</u></p>	<p>「国内にみられる自然災害の事例」とは、我が国で発生した地震災害や風水害、火山災害などの事例だけでなく、「早くから自然災害への対応に努めてきたこと」(内容の取扱い)を示す事例も含まれる。自然災害の事例としては、近年我が国で発生した地震災害や風水害、火山災害などの典型的な事例を取り上げ、それらの被災状況だけでなく、災害の原因となった地震や洪水、火山噴火などの規模や頻度などの特徴を含めて学習させる必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>「日常生活と結び付いた地理的技能を身に付けさせるとともに、防災意識を高めるよう工夫すること」(内容の取扱い)とあるように、自然災害に関する一般的な知識を身に付けさせることも重要であるが、実際に自分が被害にあう可能性があることを認識させることも重要である。このため、学校所在地や生徒の居住地周辺のハザードマップを読み取ったり、過去に起こった災害の様子を調べたりするといった学習活動を通して、生徒の生活圏においても自然災害の危険があることを具体的に認識させ、それへの対応を考えさせて防災意識を高めるよう工夫する必要がある。</p>

(参考：高等学校学習指導要領(平成21年3月告示) 該当部分)

2 内容

(2) 生活圏の諸課題の地理的考察

イ 自然環境と防災

我が国の自然環境の特色と自然災害とのかかわりについて理解させるとともに、国内にみられる自然災害の事例を取り上げ、地域性を踏まえた対応が大切であることなどについて考察させる。

3 内容の取扱い

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

イ 内容の(2)については、次の事項に留意すること。

(ウ) イについては、日本では様々な自然災害が多発することから、早くから自然災害への対応に努めてきたことなどを具体例を通して取り扱うこと。その際、地形図やハザードマップなどの主題図の読図など、日常生活と結び付いた地理的技能を身に付けさせるとともに、防災意識を高めるよう工夫すること。

改訂後	改訂前
<p>「その解決の方向性や将来の国土の在り方などについて展望させる」とは、探究する活動を通して、日本の将来を担う生徒自身に、世界を俯瞰する中で課題解決の方向性や国土の将来像などを議論させるなどの活動を行わせ、在るべき国土像を見いださせることである。その際には、生徒の地理的知識を確実なものにするとともに、地球規模から地域規模までの様々な規模の空間認識を深め、新しい日本を創造する力を育成することが求められる。一連の探究的な学習活動によって、地理的環境が大きく変化しつつある現代世界の中で、在るべき国づくりや地域づくりを考察し、その実現を阻害する問題を発見する能力と問題を解決する能力を習得させることが求められる。国土像を考えるには社会や経済の活性化だけではなく、環境や資源問題への配慮が必要となる。自然豊かな我が国は、その表裏をなす自然災害の猛威に苛まれることも多く、東日本大震災という未曾有の試練を経験した今日、自然との共生を図りつつ将来の日本の国土像を生徒自らが探究することが大切である。例えば自然災害については、防災対策にとどまらず、災害時の対応や復旧、復興を見据えた視点からの取扱いも大切である。その際、消防、警察、海上保安庁、自衛隊をはじめとする国や地方公共団体の諸機関や担当部局、地域の人々やボランティアなどが連携して、災害情報の提供、被災者への救援や救助、緊急避難場所の設営などを行い、地域の人々の生命や安全の確保のために活動していることなどにも触れることが必要である。このような学習を通して、日本の将来への夢と希望を抱き、安全で平和な国土を形成する資質や能力を育成することが大切である。</p>	<p>「その解決の方向性や将来の国土の在り方などについて展望させる」とは、探究する活動を通して、日本の将来を担う生徒自身に、世界を俯瞰する中で課題解決の方向性や国土の将来像などを議論させるなどの活動を行わせ、在るべき国土像を見いださせることである。その際には、生徒の地理的知識を確実なものにするとともに、地球規模から地域規模までの様々な規模の空間認識を深め、新しい日本を創造する力を育成することが求められる。一連の探究的な学習活動によって、地理的環境が大きく変化しつつある現代世界の中で、在るべき国づくりや地域づくりを考察し、その実現を阻害する問題を発見する能力と問題を解決する能力を習得させることが求められる。国土像を考えるには社会や経済の活性化だけではなく、環境や資源問題への配慮が必要となる。また、自然との共生を図りつつ将来の日本の国土像を生徒自らが探究することで、日本の将来への夢と希望を抱き、安全で平和な国土を形成する資質や能力を育成することが大切である。</p>

(参考：高等学校学習指導要領(平成21年3月告示) 該当部分)

## 2 内容

### (3) 現代世界の地誌的考察

#### ウ 現代世界と日本

現代世界における日本の国土の特色について多面的・多角的に考察し、我が国が抱える地理的な諸課題を探究する活動を通して、その解決の方向性や将来の国土の在り方などについて展望させる。